



国土建第93号
平成23年8月30日

(社) 日本トンネル専門工事業協会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災に伴う建設業許可等の有効期間の再延長について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）に基づき、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）及び平成23年国土交通省告示第298号により、現在、平成23年8月31日を限度として法第3条第1項及び第3項に基づく有効期間の延長措置が実施されている建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可及び同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間については、同年9月1日以降においても延長措置を特に継続して実施する必要があるため、同年8月30日付けで公布・施行された東日本大震災の被害者の建設業法第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第276号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第868号（以下「告示」という。）により、下記のとおり、法第3条第4項に基づく更なる延長に関する措置（以下「再延長措置」という。）が実施されることとなりました。

再延長措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、許可の更新の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。また、再延長措置の具体的運用を含む東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて、別添のとおり地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

記

1. 許可の有効期間の再延長について

建設業法第3条第1項の許可について、政令により、再延長措置の限度となる期日が平成24年2月29日と定められたことを踏まえ、告示により、岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者（許可の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者に限り、平成23年8月31日までに更新を受けた場合を除く。）については、その有効期間の満了日を平成24年2月29日に再延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、法第3条第4項の規定に基づき、同条第3項の

例に準じて行う措置として、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側の被災により、所要の手続きをとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、平成24年2月29日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 経営事項審査の有効期間の再延長について

建設業法第27条の23第1項の審査（経営事項審査）について、政令により、再延長措置の限度となる期日が平成24年2月29日と定められたことを踏まえ、告示により、岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者（直近の経営事項審査の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者（直近の経営事項審査の審査基準日が平成21年8月12日から平成22年7月29日までのいずれかの日である者）に限る。）については、その有効期間の満了日を平成24年2月29日に再延長することとした。

なお、上記のほか、審査行政庁は、法第3条第4項の規定に基づき、同条第3項の例に準じて行う措置として、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、平成24年2月29日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

3. その他

監理技術者資格者証の有効期間については、再延長措置は実施されないため、留意されたい。